

社会的養護の子ども・若者の権利章典 ~子どもにやさしい日本語版~

第1章 総則

第1条 子どもの定義

- 1 この権利章典における「子ども」は生まれてから18歳まで、若者とは18歳から30歳くらいです。
- 2 この権利章典における社会的養護とは、さまざまな事情により保護者と離れ、日本社会の公的責任による仕組みのことです。具体的には、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親であり、児童相談所への相談経験および一時保護所も含みます。
- 3 本章典における「子ども」とは、社会的養護を必要とする子ども・若者を意味する。

第1条 子どもの定義

この章典における「子ども」「若者」とは、社会的養護を必要とする子ども・若者を意味します。「子ども」とは生まれてから18歳まで、「若者」とは18歳から30歳くらいです。ここで、社会的養護とは、さまざまな事情により保護者と離れ、日本社会の公的責任による仕組みのことです。具体的には、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親であり、児童相談所への相談経験および一時保護所も含みます。

第2条 権利について説明を受ける権利

あなたには、この章典に書かれている権利について、児童福祉司から、この章典のコピーとともに、あなたが理解できるような方法で説明を受ける権利があります。あなたの生活が大きく変わる時（措置）は特に重要です。具体的には児童相談所に相談をした時、家を離れる必要がある時、社会的養護のもとで生活することが決まった時、生活する場所が変わることです。それ以外にも、少なくとも6ヶ月に1度、または定期的な面談の時に説明される必要があります。

第3条 ひとりの大切な子ども・若者として生活する権利

あなたは、ひとりの人として尊重されます。安全で快適な環境で、一人ひとりの多様な個性が尊重されて生活することができます。生活するうえで不可欠なもの、具体的には食事、衣類等を受け取ることができます。また、自分の個性が大切にされるようなおしゃれやそれを助けるおこづかいなども重要です。そのときには、子どもや若者の流行（はやり）をふくめた文化、民族を含めたさまざまな社会的背景、性自認と性表現（見た目や言動などで表す性）が尊重されます。子どもは、健康に育つために、必要な時に必要なものを受け取ることができる権利があるのです。

第4条 暴力や権利侵害を受けない権利

あなたは、虐待（身体的、性的、心理的、養育の放棄など）、体罰、いじめを受けることなく、またひとりの人として尊重される権利を奪われることなく生活する権利があります。

第5条 異なる社会的背景をもつ子どもの文化等の尊重と差別の禁止

あなたが異なる国籍や民族、社会的文化的背景を持っているときに、これらとの結びつきが尊重されます。そして、その結びつきを強制されず、制限されることもありません。また、差別もされません。

第6条 LGBTQ・SOGI の子ども

あなたは、あなたのセクシャリティーを尊重して育てられる権利があります。公的な機関（裁判所・児童福祉機関・病院

等)や出生証明書に載っている性別に関係なく、あなたは、あなたのセクシャリティによってどの社会的養護がよいか考えてもうことができます。そして、あなたが呼ばれたい名前と性別の代名詞で呼ばれることがあります。また、これらにかかわるプライバシーがまもられます。

第2章 4つの原則

第7条 4つの原則

あなたは、子どもの権利条約の4つの原則にもとづいて考えられなければなりません。

4つの原則は、次のことを言います。

1 差別の禁止 子どもは、子ども自身と保護者の出生、文化、障がい、経験によって差別されない。

2 子どもの最善の利益 どんな場面でも子どもにとって最もよいことが検討される

3 生存、発達の権利 子どもは、命をまもられ成長することができる

4 意見表明権

(1) 子どもは、自分の意見を持ち、それを言うことができる

(2) 子どもは、意見を直接言うことができる。また、誰かにあなたの意見を聽かれて、代わりに伝えてもらうことができる。

(3) 子どもの聽かれる権利のためには次の5点が必要である

ア 子どもには、意見を言うために必要な分かりやすい情報が届けられる

イ 子どもの意見を聽く人には高い専門性がなくてはならない

ウ 子どもが話すことによって起こる危険からまもられ、安全に言うことができる

エ 子どもの意見は真剣に受け止められる

オ 子どもの意見は丁寧にあつかわれ、その結果と理由を詳しく説明される。納得のいかない場合は再度意見を言うことができる。

第3章 行政手続及び裁判手続における権利

第8条 親族、またはすでに家族のような関係のある適切な大人を養育環境として優先する権利

あなたが家以外で生活しなければならないとき、親戚あるいはあなたが大切に思う家族のような関係の大人に育ててもらうことを選べます。その際、遠いところに引っ越ししない、学校を転校しない、友達とのつながりが途切れないと感じるのは大切なことです。そしてあなたの民族または文化的な背景について考えてもらうことができます。

第9条 裁判の手続きに関する意見表明と参加

あなたは、裁判で代理人を自分のお金を負担することなく選ぶことができます。代理人はあなたの秘密を守る義務があり、一対一で話すことができます。自分の権利のために行動してくれていないと感じる場合は、別の代理人と交代してもらうことができます。

第10条 措置決定および自立支援計画における参加の権利

あなたは、自分の人生に影響する全ての事柄について、関わった大人から説明を受け、意見を言うことができます。特に、家を離れる必要がある時、社会的養護のもとで生活することが決まった時、生活する場所が変わる時、そして、その決定の後は少なくとも6か月ごとに関わりのある大人と子どもが集まって話し合うことができます。

第11条 子ども家族会議に参加する権利

あなたが望む場合には、あなたと保護者を含めた会議を開催すること、参加することができます。

第12条 措置および自立支援計画において不服があった場合の権利

あなたは、あなたの生活が大きく変わる時やあなたの人生にかかわる計画に変更がある場合、オンブズパーソンの連絡先を受け取ることができます。そして、不満や納得がいかない場合、子ども・若者ための子どもの人権救済・擁護機関（オンブズパーソン）に相談することができます。オンブズパーソンはあなたの悩みやつらいこと、あなたの秘密にしたいことを大切にしながら、どうしたらよいか一緒に考えてくれたり、代わりに話をしてくれます。

第4章 一時保護所及び社会的養護での生活場面における権利

(a) 生活環境総則

第13条 制限の少ない環境で生活する権利

あなたは、あなたがもともと暮らしていた環境からかけ離れない、できる限り家庭のような、大勢で生活することによって生じるルールが少ない、最も制限の少ない環境で生活できる権利があります。ただし、あなたが社会的養護を必要とする目的が達成される場合のみです。

第14条 多様な人間関係のなかで生きる権利…あなたのルーツや文化的背景の尊重とつながりの維持

あなたは児童福祉関係者以外（学校、企業、NPO、地域の活動等）の多様な人たちとの出会いと交流を持つことができます。

第15条 サービス・措置先・ケア・治療が属性にかかわらず公平に利用できる権利

あなたは、利用することができるすべてのサービスや生活する場所、ケアや治療、手当や給付金などを公平かつ平等に使う権利があります。また、人種、民族、祖先、国籍、肌の色、宗教、性別、SOGI（好きになる性・自分の心の性）と性表現（性別を見た目や言動などで表すこと）、心や身体の障害や病気があることを理由に、差別やハラスメント（いやがらせ）を受けない権利もあります。

第16条 罰などを理由にあなたの教育的および文化的活動が妨げられない権利（みわこ）

あなたは罰や反省などという言葉で、学校生活や習い事、地域での活動、文化的活動などの参加を妨げられません。

(b) 市民的権利及び自由

第17条 鍵をかけ閉じ込められない権利

あなたは社会的養護のもとで生活している時にどんな場所でも鍵をかけ閉じ込められることのない権利があります。

第18条 思想・良心・宗教の自由についての権利

1 あなたは自由に宗教を選び、神様や考え方を信じることができます。また、それらに関係する礼拝（お祈り）や活動、儀式に出席できます。あなたのルーツにかかわる伝統的なお祭りなどの行事にも自由に参加することができます。

2 大人は自分が信じている宗教、神様や考え方をあなたに押し付けることは出来ません。またあなたは、それらの活動や行事への参加を拒否することができます。

第19条 さまざまな情報にアクセスできる権利

あなたは、自分の進路や人生にかかわって、国内外の多様な情報にアクセスすることができます。特に、社会（進路や人生選択にかかわる社会の情報）、心身（自分の心や体にかかわること）、福祉（社会的養護で育つ子ども・若者を助けるような制度等）にかかわる情報、あなたの心身の健康を助ける情報へのアクセスは重要です。あなたは、それらの情報を得るために助けを得ることができます。

第20条 監視・盗聴されず、電話やメールのやりとりができる権利

あなたは、自由に電話やメールを送ったり、受けたりできます。裁判所の決定によって禁止されていなければ、電話やメール、郵便物は、勝手にみられたり、盗み聞きをされたりすることはありません。

第 21 条 きょうだい・親族と連絡がとれる権利

あなたは、裁判所の決定によって禁止されていなければ、きょうだいや親戚を訪問したり連絡をとったりする権利があります。あなたがきょうだいとの面会や交流を希望する場合、あなたは直接児童相談所に要求することができます。

第 22 条 自分にとって支援者となる人の連絡先をもてる権利

あなたは、信頼している人、支援をしてくれる人と個人的にコミュニケーションを取ることができます。具体的には、あなたが信頼する人すべて、担当児童福祉司、担当児童心理司、社会的養護専門のアドボケイト、未成年後見人、社会的養護自立支援事業実施者、弁護士、保護観察官です。裁判所の決定で制約されていない限り、勝手にみられたり、盗み聞きをされたりすることはありません。

第 23 条 年齢にあった就労ができる権利

あなたは、労働基準法に基づいた年齢に合った仕事をすることができ、社会に出て働くため力を身につけることができます。

第 24 条 銀行口座を保持し、個人の収入を管理できる権利

あなたは、あなたが十分に理解できる年齢になった時には、自分の銀行口座を持つことができ、あなたが得たお金を使ったり、自分で管理していくことができます。また、年齢に合わせてわかりやすくお金の使い方や管理の方法について、教えてもらうことができます。時には、失敗することもあるあなたの学びです。

第 25 条 自分のための収納スペースを持てる権利

あなたは、自分のためだけの収納スペースを持つことができます。あなたの同意なしには、おとなはそのスペースを見たり、さわったりすることはできません。

第 26 条 自分の持ち物を勝手に調べられない権利

あなたは自分の持ち物をあなたの同意なくさわられたり、中を見られたりせずに生活することができます。

第 27 条 子どもの信用情報開示報告書にかかる権利

文章検討中

第 28 条 自分のケアに関する色々な記録の権利

あなたが生い立ちをふりかえりたい時に必要な情報、病院に行ったときの情報、裁判の情報、その他あなたのケアに関する情報を児童相談所無料で見たり、コピーを取ることができます。

(c) 被害からの回復／健康・医療

第 29 条 トラウマに関する知識とスキルのある人がいる環境で生活する権利

あなたは、トラウマに関する知識とスキルのある人がいる環境で生活することができます。あなたや他の子どもの命にかかるようなときには、児童相談所に連絡します。それ以外の場合でも、ほかに方法がないやむをえないときのみ児童相談所に連絡します。

第30条以降のチャイルドフレンドリー版は検討中。

第30条 子どもが自身の医療にかかる説明を受け、そのプロセスに参加できる権利

第31条 子どもの向精神薬投与にかかる権利

第32条 自分の性に関することについて知り自分で決められる権利

第33条 医療機関を選ぶことができる権利(12才以上)

第34条 あらゆる心身の健康に関する医療記録の守秘にかかる権利

第35条 学校を含めた子どもの学びを継続する権利

第36条 利用可能なすべての教育の選択肢にかかる情報にアクセスできる権利

第37条 さまざまな課外活動(人種や民族に関する活動・個人的、または社会に通ずる活動)へ参加する権利

IFCA 子どもの権利プロジェクトのあゆみ

【2020 年度】カリフォルニア州子ども・若者の権利章典に出会う

2020 年 6 月 IFCA 子どもの権利プロジェクトスタート

2020 年 7 月 子どもの権利ノートの取り組みについて学習（講師：長瀬）

2020 年 8 月 カリフォルニア州子ども・若者の権利章典の翻訳を開始

2020 年 9 月 児童記録の開示について学習（講師：西村）

2020 年 10 月 カリフォルニア州子ども・若者の権利章典下訳へのコメント

2020 年 12 月 国連子どもの権利委員会・代替養育のガイドラインについて学習（講師：長瀬）

2021 年 3 月 カリフォルニア州子ども・若者の権利章典 ディスカッション スタート

【2021 年度】カリフォルニア州子ども・若者の権利章典翻訳スタート

2021 年 4 月・5 月 ディスカッション継続

2021 年 6 月 第 2 回リーダーシップシンポジウム「当事者参画をカタチにする～ユースプロジェクトをとおして」でユース 5 名、サポートティブアダルト 1 名で発表

2021 年 7 月～12 月 ディスカッション継続

2022 年 2 月 第3回リーダーシップシンポジウム「当事者参画をカタチにする～社会的養護が必要な子ども・若者の権利を考える」でユースにとって重要な条文を発表（ユース 6 名、サポートティブアダルト 2 名）その内容を報告書に盛り込む

2022 年 3 月 『IFCA 子どもの権利プロジェクト報告書 アメリカ・カリフォルニア州における社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典』発刊

【2022 年度】ユースの声を聴き、日本版への足掛かりとする

2022 年 8 月 夏合宿でヒアリング ユース 8 名（実地参加）2 名（オンライン）、サポートティブアダルト 3 名

2022 年 11 月 ユース 1 名 ヒアリング

2023 年 2 月 福岡で IFCA ユースサミット開催 アメリカでネバダ州の社会的養護の子ども・若者の権利章典を策定したマディソンよりネバダ州での経験を聞く

【2023 年度】日本版の社会的養護の子ども・若者の権利章典をつくる

2023 年 4 月 ユースヒアリング

2023 年 8 月 弁護士のサポートティブアダルトが案を提案

2023 年 9 月～12 月 案をもとに日本に即した条文へと検討

2024 年 2 月 日本版子どもの権利章典第 1 報リリース

【2024 年度】チャイルドフレンドリー版の社会的養護の子ども・若者の権利章典をつくる

2024 年 4 月～2025 年 3 月まで 条文検討